

第 56 号 議 案

令 和 4 年 度

亀岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

令和4年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計  
補正予算（第3号）

令和4年度亀岡市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,894千円  
を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ  
1,409,674千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び  
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」に  
よる。

令和5年3月9日提出

亀岡市長 桂川孝裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 304,305	千円 △3,894	千円 300,411
	1 一般会計繰入金	304,305	△3,894	300,411
歳入合計		1,413,568	△3,894	1,409,674

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		千円 1,385,192	千円 △3,894	千円 1,381,298
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	1,385,192	△3,894	1,381,298
歳出合計		1,413,568	△3,894	1,409,674